

相続税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(調書の記載事項等)

第三十条 省 略

256 省 略

7 法第五十九条第三項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 省 略

二 受託者の引き受けた信託が投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項(定義)に規定する投資信託又は公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二條第一項第一号(定義)に規定する公益信託であること。

三5 省 略

85 14 省 略

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

改正前

(調書の記載事項等)

第三十条 同 上

256 同 上

7 同 上

一 同 上

二 受託者の引き受けた信託が投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項(定義)に規定する投資信託であること。

三5 同 上

85 14 同 上